

災害関連農村生活環境施設復旧事業（継続）

【456（51）百万円】

対策のポイント

被災した集落排水施設などの農村生活環境施設の復旧を行い、活力ある農村地域社会の維持、形成を図ります。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 被災した集落排水施設などの農村生活環境施設については、農村地域社会の生活環境の維持、形成のため、早期復旧が求められています。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

< 内容 >

農地又は農業用施設について、暫定法に基づく災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で整備されたものに限る。）の復旧を行います。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 市町村、土地改良区等
- 2．補助率 1 / 2

ただし、集落排水施設にあつては、激甚災害に指定された地震災害により甚大な被害を受け、一定の要件を満たした場合 8 / 10

- 3．事業実施期間 平成2年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2211（直））]